

貸借対照表の公告義務のお知らせ

特定非営利活動促進法が一部改正され、NPO法人のみなさまは、**平成30年10月1日から貸借対照表の公告を行うことが必要となります。**

この法改正を受けて、「資産の総額」の登記が不要となります。
(組合等登記令の改正は平成30年10月1日までに行われる予定)

【公告の対象】

平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、**平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)についても公告する必要があります。**

①施行日(平成30年10月1日)までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

《公告方法は定款で定める必要があります》

貸借対照表は、次の①～④の方法のうち定款で定める方法により公告しなければなりません。

公告の方法	公告の期間等
①官報に掲載	1度掲載するのみで良い。 公告内容は要旨(※)で足りる。
②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載	1度掲載するのみで良い。 公告内容は要旨(※)で足りる
③電子公告(法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む)	貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して行う必要がある。
④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示	公告開始後1年を経過する日までの間、継続して行う必要がある。

※官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」(例えば、掲載金額の単位を「千円」とすること)の公告で足りることとなります。

定款変更は必要ありませんか？

貸借対照表の公告を、現行の定款の規定と別の方法とする場合は、定款変更が必要となります。

平成30年9月30日までに総会で定款変更の議決をし、その後遅滞なく定款変更届出書(※)をご提出ください。

※公告の方法は、届出事項となりますので、法人の総会での議決のみで変更することができます。(所轄庁の認証は不要です。)

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
① 官報	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>官報に掲載</u> して行う。
② 日刊新聞紙	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>北海道において発行する〇〇新聞に掲載</u> して行う。
③ 電子公告	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人のホームページに掲載</u> して行う。
	【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載</u> して行う。
	【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人のホームページに掲載</u> して行う。 <u>なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、北海道において発行する〇〇新聞に掲載</u> して行う。
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>この法人の主たる事務所の掲示場に掲示</u> して行う。

(注1) 以下のように定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第31条の10第4項)②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第31条の12第4項)については、定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注2) 以下のように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

【記載例】

第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。